

平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会社名 鳥越製粉株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小西 敬一郎  
(コード番号 2009 東証第 1 部、福証)  
問合せ先 常務取締役 楠原 秀俊  
(TEL 092-477-7110)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件（1）」及び「定款一部変更の件（2）」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款一部変更の件（1）

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります（現行定款第 7 条並びに変更案第 8 条、第 9 条及び第 11 条）。  
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更案附則第 1 条及び第 2 条）。
- (2) 経営体制見直しの一環として、役付取締役の規定を変更するものです（変更案第 23 条）。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
<u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の单元株式数は、100 株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の<u>单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 13 条～第 23 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の<u>单元株式に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)</u>を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条～第 22 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を選定することができる。取締役会長および取締役社長は、各自当社を代表する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって必要があるときは、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ 1 名または若干名定めることができる。</p> <p>第 25 条～第 48 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を選定することができる。取締役会長および取締役社長は、各自当社を代表する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって必要があるときは、<u>取締役名誉会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役</u>をそれぞれ 1 名または若干名定めることができる。</p> <p>第 24 条～第 47 条 (現行どおり) 附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日  
平成 21 年 3 月 27 日

## II. 定款一部変更の件 (2)

### 1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。当社の現行定款においては、買収防衛策に関する規定は設けられていないことから、平成 21 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、本総会における株主様のご承認を条件に、下記 2.のとおり現行定款を変更することを決議いたしました。本議案は、下記のとおり現行定款の内容を一部変更することをお諮りするものでありま

す。

買収防衛策については、株主の皆様の意思に依拠すべきであると考えられていることから、買収防衛策を当社株主総会の決議によって導入することができる旨を定めるため、変更案第48条第1項を新設するものであります。

また、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能とされております(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第48条第2項を新設するものです。

さらに、変更案第48条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第8章 買収防衛策
(新設)	(買収防衛策) 第48条 当社は、株主総会の決議により、 <u>買収防衛策を導入することができる。</u> なお、「買収防衛策」とは、 <u>当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず</u> に新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、 <u>当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること</u></p>

(注) 上記「変更案」の条数につきましては、「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認決されたときの条数を示しており、ご承認いただけなかった場合には、これに伴う条数の変更を行います。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 3 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日

以上